## Patent



三好内外国特許事務所 廣瀬 文雄〇弁理士



用途発明の判例情報について教えてください。

(愛知県 K. S)



## 1. 用途発明とは

用途発明とは、(i)ある物の 未知の属性を発見し、(ii)この属性に より、その物が新たな用途への使用に 適することを見いだしたことに基づく 発明であり、一般に物の構造または名 称からその物をどのように使用するか を理解することが比較的困難な技術分 野(例:化学物質を含む組成物の用途 の技術分野) において適用されます。

また、「特許・実用新案審査ハンド ブック」には、化学物質を含む組成物 用途の代表格である医薬発明は「物の 発明 | であり、「医薬用途 | とは、 (i)特定の疾病への適用と、(ii)投与 時間・投与手順・投与量・投与部位等 の用法または用量が特定された、特定 の疾病への適用――を意味するとされ ています。

なお、平成28年4月1日の審査基 準の改訂により、食品が用途発明とし て認められました。

## 2. 用途発明に関する最近の判例

裁判所の裁判例検索により、最近の 用途発明に関する知財高裁の判決を調 査してみると、平成30年以降の判決 のうち8割は医薬用途発明に関するも のであり、食品の用途発明はありませ んでした。

以下に、用途発明に関する知財高裁 の最近の判例を簡単に紹介します。

(1) 平成31年3月19日〈平成30年 (行ケ)第10036号) [IL-17産生の 阻害!

「T細胞によるインターロイキン -17 (IL-17) 産生を阻害するため | という用途は、従来知られていたTh1 誘導によるT細胞刺激とは異なり、 IL-23によるT細胞の処理により引き 起こされるIL-17の産生を阻害するこ とを用途とするから、引用発明の「T 細胞を処理するため」とは明確に異な るとして請求を棄却した。

(2) 令和3年12月27日(令和2年 (行ケ)第10080号等〉「5-HT1A受容 体サブタイプ作動薬 |

本件発明1、4および5の要旨認定 として、本件カルボスチリル化合物が 双極性障害の「うつ病エピソード」お よび「躁(軽躁)病エピソード」のい ずれをも治療するための医薬組成物で あると解した場合には、原告に訂正請 求の要否を検討する機会を確保する必 要があるとして審決を取り消した。

(3) 令和4年8月8日(令和4年 (ネ)第10039号〉「イソブチルGABA またはその誘導体を含有する鎮痛剤」

仮に、痛みが原因により侵害受容性 疼痛、神経障害性疼痛、心因性疼痛に 分類され、炎症性疼痛や術後疼痛が侵 害受容性疼痛に該当するとの原判決の 前提によらないとしても、請求項2に 係る訂正は本件明細書からその効果を 奏することが理解のできない新たな痛 み(神経障害性疼痛および線維筋痛症) の治療用途という新たな技術的事項を 導入するものといえるから、訂正要件 を満たさないとして控訴を棄却した。 (4) 令和4年12月13日(令和3年 (行ケ) 第10066号) 「エルデカルシ

公知のエルデカルシトールの未知の 属性を発見し、その属性によりエルデ カルシトールが新たな用途への使用に 適することを見いだした用途発明であ ると認められないから、引用発明の「骨 粗鬆症治療薬 | の用途と区別されるも のではないとして請求を棄却した。

トールを含有する前腕部骨折抑制剤」

なお、本誌でも、2011年6月号、2019 年10月号、11月号の「知的財産権判 例ニュース」に、医薬用途発明の記事 が掲載されています。